

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(一〇四・分権改革推進室).....	4
秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(一〇五・情報公開課).....	7
公立大学法人秋田県立大学の設立に伴う職員等の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例(一〇六・科学技術課).....	7
秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例等の一部を改正する条例(一〇七・長寿社会課).....	9
秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例(一〇八・県民文化政策課).....	10
秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例(一〇九・自然保護課).....	10
秋田県農林物資登録格付機関登録等手数料徴収条例を廃止する条例(一一〇・流通経済課).....	11
秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例(一一一・農畜産振興課).....	11
県営林に関する条例の一部を改正する条例(一二二・森林整備課).....	12
秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例(一二三・商工業振興課).....	13
秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(一二四・高校教育課).....	15

この号で公布された条例のあらまし

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇四号)

1 権限移譲対象事務に、次のパッケージごとに、それぞれ次の事務を加えることとした。

(一) 子育てパッケージ(第六条、別表第二八の二及び別表第二九の二関係)

(2) 認可外保育施設を設置者等からの報告の徴収等

市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可等

(二) 農林水産業パッケージ(第八条、別表第四六の二及び別表第四八の二関係)

(2) 農業協同組合等の土地改良事業の施行の認可等

農地等の権利の移動の許可等

(三) まちづくりパッケージ(第一〇条及び別表六一の二関係)

財産区の財産等の処分等の同意等

2 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇五号)

1 県が設置する公の施設の指定管理者は、その保有する当該公の施設の管理の業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めることとともに、県は、指定管理者に対し、当該措置を講ずるよう指導に努めることとした。(第二九条の二関係)

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

公立大学法人秋田県立大学の設立に伴う職員等の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例(秋田県条例第一〇六号)

1 公立大学法人秋田県立大学の成立の日において当該法人の職員となる者が現に所属する県の内部組織は、県立大学(事務局及び木材高度加工研究所総務管理課を除く。)とすることとした。(第一条関係)

2 秋田県立大学条例(平成一〇年秋田県条例第五二号)及び秋田県立大学学術研究交付金条例(平成一三年秋田県条例第一〇号)を廃止するとともに、同条例の廃止

- に伴う経過措置を規定することとした。(第二条及び第三条関係)
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成六年秋田県条例第一号)について所要の規定の整理を行うとともに、同条例の一部改正に伴う経過措置を規定することとした。(第四条及び第五条関係)
- 4 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇七号)

- 1 次の条例に規定する修学資金の貸与を受けている者について、毎年知事に提出しなければならない書類を在学証明書のみ(現行学業成績表及び健康診断書)とするとともに、知事は、必要があると認めたときは、学業成績表又は医師の診断書の提出を求めることができることとした。(第一条、第三条及び第四条関係)
- (一) 秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年秋田県条例第四一号)
- (二) 秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例(平成八年秋田県条例第二二二号)
- (三) 秋田県医師修学資金貸与条例(平成一七年秋田県条例第二三三号)
- 2 秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三七七年秋田県条例第三八号)について所要の規定の整理を行うこととした。(第二条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇八号)

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成一七年法律第五五号)による旅券法(昭和二六年法律第二六七号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

- 1 秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇九号)
- 2 自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターを仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳に設置することとした。(第二条関係)
- 3 秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターの管理は、指定管理者に行わせることができることとするともに、当該指定管理者に行わせる業務の範囲を定めることとした。(第一〇条関係)
- 4 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める

日から施行することとした。

- 秋田県農林物資登録格付機関登録等手数料徴収条例を廃止する条例(秋田県条例第一一〇号)
- 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成一七年法律第六七号)の施行により登録格付機関の登録制度が廃止されることに伴い、秋田県農林物資登録格付機関登録等手数料徴収条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成一八年三月一日から施行することとした。

秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一一一号)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

- 1 県営林に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一一二号)
- 2 県有林及び部分林において林産物を無償で採取することができる者を県内に住所を有する者に拡大するとともに、その採取について許可を要しないこととした。(第四条及び第一一条関係)
- 3 県行造林における土地所有者の林産物の採取について許可を要しないこととした。(第九条関係)
- 4 その他
- (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (二) この条例は、公布の日から施行することとした。

- 1 秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一一三号)
- 2 秋田県産業振興プラザのマルチメディア情報制作室を廃止することとした。(第二条及び別表関係)
- 3 秋田県産業振興プラザの管理は、指定管理者に行わせることができることとするとともに、当該指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第七条、第九条関係)
- 4 秋田県産業振興プラザの指定管理者は、当該施設を使用する者から利用料金を自己の収入として収受することとするともに、利用料金の承認に関する手続等について定めることとした。(第一〇条、第一三条及び別表関係)
- 5 その他
- (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

- (三)(二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。
この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一一四号）
能代市の設置に伴い、秋田県立二ツ井高等学校の位置について所要の規定の整理を
行うこととした。

条 例

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四百号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「知事」の下に「又は教育委員会(以下「知事等」という。)」を加える。

第二条及び第三条中「知事」を「知事等」に改める。

第六条の表六の項中「児童福祉施設(「及び」に限る。)」を削り、同表中九の項を十一の項とし、八の項を十の項とし、七の項を八の項とし、同項の次に次の一項を加える。

九 市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可

別表第二十九の二

第六条の表六の項の次に次の一項を加える。

七 認可外保育施設の設置者等からの報告の徴収

別表第二十八の二

第八条の表中九の項を十一の項とし、四の項から八の項までを二項ずつ繰り下げ、三の項を四の項とし、同項の次に次の一項を加える。

五 農地等の権利の移動の許可

別表第四十八の二

第八条の表中二の項を三の項とし、一の項の次に次の一項を加える。

二 農業協同組合等の土地改良事業の施行の認可

別表第四十六の二

第十条の表中十三の項を十四の項とし、三の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次の一項を加える。

三	財産区の財産等の処分等の同意	別表第六十一の二
---	----------------	----------

第十三条第一項及び第十五条（見出しを含む。）中「知事」を「知事等」に改める。
 附則第二項中「若しくは規則」を「規則若しくは教育委員会規則」に、「知事」を「知事等」に、「長が」を「長又は教育委員会が」に、「長の」を「長若しくは教育委員会の」に、「長に」を「長若しくは教育委員会に」に改める。
 別表第二十八の次に次の一表を加える。

別表第二十八の二（第六条関係）

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 児童福祉法（以下この表において「法」という。）第五十九条第一項の規定による認可外保育施設（同項に規定する施設のうち法第三十条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下この表において同じ。）の設置者等からの報告の徴収等 二 法第五十九条第三項の規定による認可外保育施設の設置者に対する催告 三 法第五十九条第四項の規定による催告に従わなかった旨の公表 四 法第五十九条第五項の規定による認可外保育施設の設置者に対する事業の停止命令等 五 法第五十九条の二第一項及び第二項の規定による認可外保育施設の設置等の届出の受理 六 法第五十九条の二の五第一項の規定による認可外保育施設の運営の状況の報告の受理 七 法第五十九条の二の五第二項の規定による認可外保育施設の運営の状況等の公表	市町村（中核市を除く。）

別表第二十九の次に次の一表を加える。

別表第二十九の二（第六条関係）

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定による市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可 二 学校教育法第十三条の規定による市町村の設置する幼稚園の閉鎖命令 三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十六条第一項の規定による市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理	市町村

別表第三十第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同表第四号中「（昭和二十八年政令第三百四十号）」を削る。
 別表第四十六の次に次の一表を加える。

別表第四十六の二(第八条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 土地改良法(以下この表において「法」という。)第九十五条第一項、同条第三項において準用する法第八条第一項及び第六項並びに第九条第二項並びに第九十五条第四項の規定による農業協同組合等の土地改良事業の施行の認可等</p> <p>二 法第九十五条の二第一項並びに同条第三項において準用する法第八条第一項及び第六項、第九条第二項並びに第四十八条第十一項の規定による農業協同組合等の土地改良事業の計画の変更等の認可等</p> <p>三 法第九十六条の二第一項、同条第五項において準用する法第八条第一項及び第六項並びに第九十六条の二第六項及び第七項の規定による市町村の土地改良事業の施行の同意等</p> <p>四 法第九十六条の三第一項、同条第五項において準用する法第四十八条第九項において準用する法第八条第一項及び第六項並びに第九条第二項並びに第九十六条の三第五項において準用する法第四十八条第十一項及び第九十六条の二第六項の規定による市町村の土地改良事業の計画の変更等の同意等</p> <p>五 法第一百三十二条の二第二項の規定による土地改良事業の工事の完了の公告(法第九十五条第一項又は第九十六条の二第一項の規定による土地改良事業に係るものに限る。)</p>	市町村

別表第四十八の次に次の一表を加える。

別表第四十八の二(第八条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一項の規定による農地等の権利の移動の許可</p> <p>二 農地法第八十二条第一項、第三項及び第五項の規定による土地等の立入調査等(前号に掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>三 農地法第八十三条の規定による秋田県農業会議等からの報告の徴収(第一号に掲げる許可に係るものに限る。)</p>	市町村

別表第四十九第一号中「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を削る。

別表第六十一の次に次の一表を加える。

別表第六十一の二(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 地方自治法第二百九十五条の規定による財産区の議会等の設置に関する条例を改廃する条例の議案の提出</p> <p>二 地方自治法第二百九十六条の五第二項の規定による財産区の財産等の処分等についての同意</p>	財産区のある市町村

三 地方自治法第二百九十六条の五第五項の規定による財産区の住民に対する不均一の課税等についての同意

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第三条の権限移譲対象事務となる事務に係る同条例第十二条の規定による協議又は告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、同条第一項の規定による協議は、同項の規定にかかわらず、当該権限移譲対象事務となる事務に係る一の別表ごとに行うことができる。

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第百五号

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例

秋田県情報公開条例（昭和六十二年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第四章中第二十九条の次に次の一条を加える。

（指定管理者の情報公開）

- 第二十九条の二 県が設置する公の施設の指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する当該公の施設の管理の業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の指定管理者に対し、同項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

公立大学法人秋田県立大学の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県条例第六六号

秋田県知事 寺 田 典 城

公立大学法人秋田県立大学の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例
(職員の引継ぎ)

第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十九条第二項の条例で定める内部組織は、県立大学(事務局及び木材高度加工研究所総務管理課を除く。)とする。

(秋田県立大学条例及び秋田県立大学学術研究交付金条例の廃止)

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 秋田県立大学条例(平成十年秋田県条例第五十二号)

二 秋田県立大学学術研究交付金条例(平成十三年秋田県条例第十号)

(秋田県立大学学術研究交付金条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条第二号の規定による廃止前の秋田県立大学学術研究交付金条例の規定により交付した学術研究交付金については、同条例第十条から第十二条までの規定は、なおその効力を有する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第四条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成六年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「県立大学の学校医等」に関しては規則で、県立大学以外の県立学校の学校医等に関しては「を削り、同条を第五条とする。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この条例の施行の日に支給すべき事由が生じた県立大学の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七号

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

(秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「理由がないにもかかわらず第十條」を「理由なく第十條第一項」に、「学業成績表及び健康診断書」を「在学証明書又は同条第二項に規定する学業成績表若しくは医師の診断書」に改める。

第十條の見出しを「(在学証明書の提出等)」に改め、同条中「学業成績表及び健康診断書」を「在学証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、修学生に対し、学業成績表又は医師の診断書の提出を求めることができる。

(秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「理由がないにもかかわらず」を「理由なく」に、「の規定による」を「に規定する」に、「健康診断書」を「医師の診断書」に改める。

第十條第一項中「在学証明書」を「在学証明書」に改め、同条第二項中「健康診断書」を「医師の診断書」に改める。

(秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部改正)

第三条 秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例(平成八年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「理由がないにもかかわらず第十條」を「理由なく第十條第一項」に、「学業成績表及び健康診断書」を「在学証明書又は同条第二項に規定する学業成績表若しくは医師の診断書」に改める。

第十條の見出しを「(在学証明書の提出等)」に改め、同条中「学業成績表及び健康診断書」を「在学証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、修学生に対し、学業成績表又は医師の診断書の提出を求めることができる。

(秋田県医師修学資金貸与条例の一部改正)

第四条 秋田県医師修学資金貸与条例(平成十七年秋田県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第十條」を「第十條第一項」に、「学業成績表及び健康診断書」を「在学証明書又は同条第二項に規定する学業成績表若しくは医

師の診断書」に改める。

第十条の見出しを「(在学証明書の提出等)」に改め、同条中「学業成績表及び健康診断書」を「在学証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、修学生に対し、学業成績表又は医師の診断書の提出を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第百八号

秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とする。

第二条第四号を削り、同条第五号中「前条第九号」を「前条第六号」に改め、同号を同条第四号とする。

附 則

1 この条例は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号。次項において「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

2 一部改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる一般旅券の再発給に係る手数料については、なお従前の例による。

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第百九号

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例

秋田県営自然公園施設条例(昭和五十三年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター

仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳

第十条第一項中「及び秋田県営玉川温泉ビジターセンター」を、「秋田県営玉川温泉ビジターセンター及び秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

秋田県農林物資登録格付機関登録等手数料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第一百十号

秋田県農林物資登録格付機関登録等手数料徴収条例を廃止する条例

秋田県農林物資登録格付機関登録等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第七十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十八年三月一日から施行する。

秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第百十一号

秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例（平成十六年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に、「第五十六条第四号」を「第四十条第四号」に、「第六十条第五号」を「第四十六条第一項第二号ハの規定を基準として同法第十七条の七第一項」に、「調査」を「業務規程に定める確認」に改める。

第二条第二号中「調査」を「確認」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年三月一日から施行する。

県営林に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第百二十二号

県営林に関する条例の一部を改正する条例

県営林に関する条例（昭和三十八年秋田県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 県営林 県有林、県行造林及び部分林をいう。

二 県有林 県の所有に属する森林原野であつて、県において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したものをいう。

三 県行造林 第五条第一項の契約の目的である森林原野をいう。

四 部分林 第十条第一項の契約の目的である森林原野をいう。

第四条中「県有林の所在する地方の市町村の住民は、知事の許可を受けて、」を「県内に住所を有する者は、県有林において」に改め、同条第三号中「もの」の下に「として知事が認めるもの」を加える。

第五条第一項を次のように改める。

知事は、国又は県以外の者の所有に属する森林原野について、契約により、県が造林し、その収益を県及びその土地の所有者（以下「土地所有者」という。）が分収するものとすることができる。

第九条中「知事の許可を受けて、」を「県行造林において」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

知事は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野について、契約により、県が造林し、そ

の収益を県及び国が分収するものとすることができる。

第十一条中「部分林の所在する地方の市町村の住民は、知事の許可を受けて、」を「県内に住所を有する者は、部分林において」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第百十三号

秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例

秋田県産業振興プラザ条例(平成十一年秋田県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「施設のうち、次に掲げるもの」を「創業支援室(以下「創業支援室」という。)」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項第一号に掲げる施設の使用に係る同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第一項第一号に掲げる施設の使用を許可する」を「第一項の許可の」に改める。

第三条の見出し中「許可」を「使用の許可」に改め、同条中「前条第一項の規定による」を「使用の」に改め、「期間を定めて使用を」を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「偽りその他」を削り、「手段」を「行為」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「許可に係る」を削り、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 知事の指示に従わなかったとき。

第四条第一項中「第二条第一項各号に掲げる施設」を「創業支援室」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 使用料は、その月分を当該月の末日までに徴収する。

第六条中「施設」を「創業支援室」に改める。

第七条を第十四条とし、第六条の次に次の七条を加える。

(指定管理者による管理)

第七条 プラザの管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 前号に掲げるもののほか、プラザの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条第一項及び第四項並びに第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、第二条第二項及び第三項並びに前条第二項の規定により読み替えて適用される第二条第四項及び第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってプラザの管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第十条 第七条の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、創業支援室を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第四条から第六条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしななければならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をプラザにおいて公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により創業支援室を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表(第四条、第十一条関係)

区 分	使 用 料	額(一室一月につき)
創業支援室A		二一、〇〇〇円
創業支援室B		五〇、〇〇〇円

別表の備考一中「もの」を「創業支援室」に改め、同表の備考二中「創業支援室の」を削り、同表の備考三を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県産業振興プラザ条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第百十四号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立大館鳳鳴高等学校の項中「金坂後」を「字金坂後」に改め、同表秋田県立二ツ井高等学校の項中「山本郡」を「能代市」に、「五千刈」を「字五千刈」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年三月二十一日から施行する。ただし、別表秋田県立大館鳳鳴高等学校の項の改正規定及び同表秋田県立二ツ井高等学校の項の改正規定(「五千刈」を「字五千刈」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600 FAX(0863)000505
E-mail:matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄